

# 介護老人保健施設シルバーエイト入所利用約款

(令和6年8月1日)

## (約款の目的)

第1条 介護老人保健施設シルバーエイト（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになるとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

## (適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設入所利用同意書を当施設に提出したときから効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は新たな身元引受人の同意を得ることとします。

## (身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
  - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連帶して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

## (利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
  - ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
  - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
  - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
  - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑦ 天災、灾害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日過ぎに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するために必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当企業団の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者にもらしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のために必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について担当支援相談員に申し出ることができます、又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 介護保健施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帶して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

## 介護老人保健施設シルバーエイトのご案内

(令和6年8月1日現在)

## 1 施設の概要

## (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設シルバーエイト
- ・開設年月日 平成6年5月1日
- ・所在地 熊本県球磨郡多良木町大字多良木4210番地
- ・電話番号 0966-42-5288 (FAX: 0966-42-6670)
- ・管理者名 愛甲 朗
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(4353180039号)

## (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにして、一日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者が居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

## 【介護老人保健施設シルバーエイトの運営方針】

「当施設では、入所療養介護計画に基づいて、医学的管理下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療ならびに日常生活上の世話をを行い居宅における生活への復帰を目指します。」

## (3) 施設の職員体制

従業者の種類	員数	区分				保有資格等	
		常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1					
医師	4	1	3			医師 4名	
薬剤師	1		1			薬剤師 1名	
看護職員	12	9		3		看護師 9名 准看護師 3名	
介護職員	28	26		2		介護福祉士 27名	
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	8		7		1	理学療法士、作業療法士 言語聴覚士 8名	
事務職員	3	2		1			
管理栄養士又は栄養士	1	1				管理栄養士 1名	
介護支援専門員	1		1			介護支援専門員 1名	
支援相談員	3	3				社会福祉士 2名	

## (4) 入所定員等 ・定員 90名 (うち認知症専門棟 40名)

・療養室 個室6室 (1F2室、2F4室) 4人室21室

- (5) (介護予防) 短期入療養介護
- (6) 通所リハビリテーション ・定員 40名
- (7) 介護予防通所リハビリテーション ・定員 20名

## 2 サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
  - 朝食 8時00分～8時30分
  - 昼食 12時00分～12時30分
  - 夕食 18時00分～18時30分
- ⑤ 入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者には、特別浴槽にて対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。但し、利用者の身体の状態に応じ清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います。）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理容サービス（原則月3回実施します。）
- ⑬ 基本的時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
  - \*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いするようにしています。

- (1) 協力医療機関
  - ・光生病院 人吉市下原田町字西門1125-2番地
  - ・人吉こころのホスピタル 人吉市下城本町1501
- (2) 協力歯科医療機関
  - ・球磨郡公立多良木病院 球磨郡多良木町大字多良木4210番地

### ◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡をします。

#### 4 施設利用にあたっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情が無い限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食事は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・面会は、午前7時から午後9時までとする。
- ・外出及び外泊は所定の届け出用紙に記載のうえ実施する。
- ・飲酒及び喫煙は禁止する。
- ・火気の取扱いはやむを得ない場合を除き原則として禁止する。
- ・設備及び備品の利用は、職員へ申し出て利用する。
- ・所持品及び備品の持ち込みは、自己責任において許可する。
- ・金銭及び貴重品の管理は、自己管理を原則とするが施設での管理も希望にて実施する。
- ・外泊時等の施設外での受診は、緊急時等を除き原則として禁止する。
- ・宗教活動は、他利用者への迷惑等を防止するため、原則として禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止する。

#### 5 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

#### 6 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

#### 7 要望及び苦情等相談

当施設には、支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話：0966-42-5288）

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

#### 8 その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

## 介護保健施設サービスについて

(令和6年8月1日現在)

### 1 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

### 2 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容について同意をいただくようになります。

◇医療：介護老人保健施設は、入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：原則として、機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

### 3 利用料金

#### 入所サービス費

(要介護認定による介護度と所得に応じた負担割合により利用料が異なります。)

##### (1) 介護保健施設サービス費（基本部分）

###### ① 加算型算定期

###### 【多床室】

・要介護1	793円
・要介護2	843円
・要介護3	908円
・要介護4	961円
・要介護5	1,012円

###### 【従来型個室】

・要介護1	717円
・要介護2	763円
・要介護3	828円
・要介護4	883円
・要介護5	932円

###### ② 在宅強化型算定期

###### 【多床室】

・要介護1	871円
・要介護2	947円
・要介護3	1,014円
・要介護4	1,072円
・要介護5	1,125円

###### 【従来型個室】

・要介護1	788円
・要介護2	863円
・要介護3	928円
・要介護4	985円
・要介護5	1,040円

## (2) 加算

① 以下の料金は利用者全員を対象とした加算です。

- 夜勤職員配置加算・・・24円／日
- サービス提供体制加算・・・22円／日
- 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・・・51円／日（加算型算定時）  
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ・・・51円／日（超強化型算定時）
- 介護職員処遇改善加算・・・5.2%
- 初期加算・・・60円
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ・・・10円／月
- 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ・・・5円／月
- 科学的介護推進体制加算Ⅱ・・・60円／月
- 褥瘡マネジメント加算Ⅰ・・・3円／月  
褥瘡マネジメント加算Ⅱ・・・13円／月

※褥瘡の状態等によりⅠ又はⅡの算定となります。

- 排せつ支援加算Ⅰ・・・10円／月  
排せつ支援加算Ⅱ・・・15円／月  
排せつ支援加算Ⅲ・・・20円／月
- ※排せつの改善状況等によりⅠ～Ⅲの算定となります。
- 自立支援促進加算・・・300円／月

② 以下の加算は対象者のみになります。

- 短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・・・258円／回
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ・・・240円／回  
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ・・・120円／回  
※サービスの実施状況によってⅠ又はⅡの算定となります。
- 認知症ケア加算・・・76円／日
- 療養食加算・・・6円／1食 ※1日3回まで
- 若年性認知症受入加算・・・120円／日
- 認知症緊急対応加算・・・200円
- 口腔衛生管理加算Ⅰ・・・90円／月
- 緊急時治療管理加算・・・518円／3日間
- 所定疾患施設療養費Ⅱ・・・480円／10日間
- ターミナルケア加算
  - ・ 亡くなられる31日から45日までの間・・・72円
  - ・ 亡くなられる4日から30日前までの間は・・・160円
  - ・ 亡くなられる前日から前々日までの間は・・・910円
  - ・ 亡くなられた日は・・・1,900円
- 外泊時費用・・・362円／6日まで
- 入所前後訪問指導加算・・・480円／回

- 退所時情報提供加算 I ・・・ 500円／回  
退所時情報提供加算 II ・・・ 250円／回
- 入退所前連携加算 ・・・ 600円／回
- 訪問看護指示加算 ・・・ 300円／1回

(3) 利用料

- ① 食費 ・・・ 1,700円／日
- ② 居住費 多床室 ・・・ 437円／日  
従来型個室 ・・・ 1,728円／日

※食費及び居住費において、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いただく上限となります。

※国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

- ③ 以下は、必要に応じてお支払いいただきます。

- 日常生活品費（1日あたり）

施設で用意するものをご利用いただく場合 ・・・ 150円

シャンプー、ペーパータオル、石鹼、おしごり（使い捨て）、手指洗浄剤、洗濯洗浄剤、  
トイレットペーパー、便座クリーナー

- 理美容代（1回につき） ・・・ 1,000円～2,000円程度
- 私物の洗濯を業者に依頼される場合 ・・・ 1回につき 550円
- 健康管理費 ・・・ 金額は町村の補助額で異なります  
※インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種等に係る費用で希望された場合
- 電気使用料（1日あたり） ・・・ 54円  
※利用者の選択によって持参されたテレビ等を居室で使用される場合
- 領収証明書（1通あたり） ・・・ 550円  
※領収証明書の発行を希望され、発行した場合
- 行事費（その都度実費をいただきます）
- 死亡診断書（1通あたり） ・・・ 3,300円

#### 4 支払い方法

- (1) 毎月15日過ぎに、前月分の請求書を発行しますので、末日までにお支払いください。
- (2) お支払方法は、現金、銀行振込、口座振替の方法等があります。入所契約時にお選びください。

## 個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設シルバーエイトでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりと定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### [介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### [他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### [当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設においての行われる事例研究

#### [他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 《別添資料1》

### 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」に 該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①②に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階①②にある次のような方です。

#### 【利用者負担第1段階】

生活保護を受けておられる方が、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

#### 【利用者負担第2段階】

世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方

#### 【利用者負担第3段階①】

世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方

#### 【利用者負担第3段階②】

世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方

- 利用者負担第4段階の利用者の方であっても高齢者二人暮らし世帯などで、お一人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となる場合があります。  
詳細については、市町村窓口でおたずねください。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	施設利用 食費	居住費 【多床室】	居住費 【従来型個室】
利用者負担第1段階	300円	0円	550円
利用者負担第2段階	600円		
利用者負担第3段階①	1,000円	430円	1,370円
利用者負担第3段階②	1,300円		

**介護老人保健施設シルバーエイトのサービス提供に伴う  
利用者負担額変更に係る同意書及び誓約書**

令和 年 月 日

介護老人保健施設シルバーエイト  
管理者 愛甲 朗 様

介護老人保健施設シルバーエイト利用料等変更のお知らせ

利用者	住所 氏名	電話
署名代行者	住所 氏名 署名を代行した理由（本人が署名できないため・その他）	
身元引受人	住所 氏名 (続柄 ) 電話	
	勤務先 勤務先住所	電話
連帯保証人	住所 氏名 (続柄 ) 電話	
	勤務先 勤務先住所	電話

介護老人保健施設のサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）を利用するに伴う、介護老人保健施設シルバーエイト利用条約款に基づき、重要事項に関するこれらの利用者負担に関して、書面により利用者負担額変更の説明を確認しました。その内容を十分に理解し、介護老人保健施設のサービスを利用した場合に、その対価として当該料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。

**記**

- 1 介護老人保健施設シルバーエイトの諸規程を守り、職員の指示に従います。
- 2 利用料金等の費用の支払いについては、介護老人保健施設シルバーエイトに対し一切迷惑をかけません。

# 介護老人保健施設入所利用同意書

介護老人保健施設シルバーエイトを入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用約款、重要事項説明書及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して担当者による説明を受け、これらを十分理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

<署名代行者>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄 )

署名を代行した理由（本人が署名できないため・その他 ）

<利用者の身元引受人>

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

介護老人保健施設「シルバーエイト」

管理者 愛甲 朗 様

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	